

(第3片)

領 収 済 通 知 書			(国庫全)	第 号				
年 度	一般会計	主管						
取扱店名	(番号)							
納付目的								
納付金額	千	百	十	万	千	百	十	円
納付期限	年	月	日	上記の金額を領收しました。				
納付場所	日本銀行本店・支店							
原済番号又は 処理済番号	年 号			領收年月日及び 領收者名				

おて先
(輸入税収官、輸入税収官代理官職氏名並びに所屬行名及び
所在地)

氏名

領 収 済 通 知 書			(国庫全)	第 号				
年 度	一般会計	内閣府主管						
取扱店名	(番号)							
納付目的								
納付金額	千	百	十	万	千	百	十	円
納付期限	年	月	日	上記の金額を領收しました。				
納付場所	日本銀行本店・支店							
原済番号又は 処理済番号	年 号			領收年月日及び 領收者名				

おて先
(輸入税収官、輸入税収官代理官職氏名並びに所屬行名及び
所在地)

氏名

備考 [略]
表中の「」の記載は注記である。

附則

(施行期日)
この省令は、令和三年八月一日から施行する。

- 厚生労働省令第百十八号
麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十三条の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年七月五日
厚生労働大臣 田村 憲久
麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令
麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)の一部を次のように改正する。
次の表のよう改訂する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

(麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可
申請の特例)(麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可
申請の特例)**第九条の二** 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前**第九条の二** 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。
いざれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者である」と

イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんがその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること

(新設)

んにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき

□ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から九十日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第二十四条第十一項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡しの日から九十日を経過したものを作成しているとき

(新設)

2 二 (略)

二 (略)

一 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号の二様式)をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。
一 (略)二 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号の二様式)をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。
一 (略)

三 (略)

四 いざれの申請者も、前項第一号イ又は口に掲げる場合に限り、麻薬(同号口に掲げる場合にあつては、当該麻薬に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨)

イ 共同して申請する他の麻薬小売業者

がその在庫量の不足のため麻薬処方せん

す旨

五| 当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者（第六項及び第七項において「代表者」といふ。）を置く場合は、その氏名（法人にあつては、その名称）

（新設）

る者（第六項及び第七項において「代表者」といふ。）を置く場合は、その氏名（法

人）にあつては、その名称）

3～5 （略）

6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失つたとき、そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないことをとしたとき、又は第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書（別記第十号の三様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者のみが届け出ることをもつて足りる。

3～5 （略）

6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失つたとき、そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないことをとしたとき、又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書（別記第十号の三様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。

7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共に届け出ることができる。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることをもつて足りる。

別記第十号の一様式を次のよつて改め。

別記第十号の2様式（第九条の二関係）

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより割引することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から90日を経過したものを探査しているとき、若しくは麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第1項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡しの日から90日を経過したものを探査しているときにより、麻薬を譲り渡したいので申請します。

年 月 日

麻薬業務所		所在地
①	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）
②	申請者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称）
③	麻薬業務所	所在地 名称
	備考	代表者の氏名（法人にあつては、名称）

都道府県知事 殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にその全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

8～11 （略）

許可年月日		年 月 日	許可番号
麻薬業務所	所在地 名称	法人にあっては、主たる事務所の所在地	法人にあっては、名称

□ 代表者及び追加する麻薬小売業者のみが届出を行う場合であり、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に他の麻薬小売業者を加える必要があるので届け出ます。共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合は、当該不足分を補足する必要があると認めるときは又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを受け取ったとき、若しくは麻薬卸売業者が譲り受けた麻薬について、その保管であつて、その譲渡しの日から90日を経過したものを受け取ったときに限り、麻薬を譲り渡したいので届け出ます。

年
月
日

①麻薬業務所名称

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称)

②麻薬業務所名称

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称)

③麻薬業務所名称

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称)

都道府県知事

備考

(注意)

1 用紙の大きさは、A4 とすること。

2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

3 代表者の変更を届ける場合は、変更前の氏名欄に変更前の代表者を、変更後の氏名欄に変更後の代表者を、変更・免許の失效の事由及びその年月日欄に代表者を変更する旨を記載すること。

4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

許可年月日		年 月 日	許可番号
麻薬業務所	所在地 名称	法人にあっては、主たる事務所の所在地	法人にあっては、名称

許可年月日		年 月 日	許可番号
麻薬業務所	所在地 名称	法人にあっては、主たる事務所の所在地	法人にあっては、名称

(注意)

1 用紙の大きさは、A4 とすること。

2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者の全てを記載することができないときは、別紙に記載すること。

3 代表者の変更を届ける場合は、変更前の氏名欄に変更前の代表者を、変更後の氏名欄に変更後の代表者を、変更・免許の失效の事由及びその年月日欄に代表者を変更する旨を記載すること。

4 代表者のみが届出を行う場合は、当該届出の内容について、当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、必要事項を記載すること。また、同意を得ている場合は、同意欄にチェックを入れること。

審 裁
(施行期日)

規則第1条の省令は、令和四年四月一日から施行する。

(総過渡措置)

規則第1条の省令の施行の際現にこの省令による改正前の麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第一項及び第二項の規定による申請により麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の第一項及び第二項の規定による改定第一項第一号の許可(以下「麻薬小売問譲渡許可」といへ)を受けてこゝ者等は、この省令の規定による改定後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の第一項及び第二項の規定による申請による麻薬小売問譲渡許可を受けた者とみなす。

規則第1条の省令の施行の際現にあつてこの省令による改定前の様式(次項における「旧様式」といへ)による使用についての書類は、この省令による改定後の様式によるとみなす。

規則第1条の省令の施行の際現にあつて三様式による用紙にてござり、当分の間、いふを取つ難つて使用するものとする。

附

記

○総務省告示第1回(十一)印

電波法(昭和十五年法律第百二十一号)第四十一条の二第一項及び電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)第八条第一項の規定に基いて、次のとねの伝搬障害防止区域を指定する。

令和三年七月五日

総務大臣 武田 武太

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 神奈川県相模原市中央区中央6-3-1 (186.70) (2) 神奈川県相模原市中央区北緯35度35分22秒東経139度22分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 横字甲五号1141-1 (122.90)	北緯35度34分07秒東経139度22分7秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯35度33分57秒東経139度22分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯35度33分57秒東経139度22分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯35度33分57秒東経139度22分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域
2	(1) 長野県東筑摩郡北山村西条字白堀2792-1 (713.20) (2) 長野県東筑摩郡麻績村日字秋葉2904-1 (855.10)	北緯36度24分16秒東経138度00分34秒の地点と北緯36度25分25秒東経138度01分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯36度24分43秒東経139度22分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域

2 放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 広島県広島市中区基町21-3 (54.00) (2) 広島県広島市安芸区矢野町絵下山10753-6 (586.50)	北緯34度21分06秒東経132度27分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯34度33分35秒東経133度33分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯33分01秒東経133度33分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯33分06秒東経133度33分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯33分11秒東経133度34分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯33分47秒東経133度25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域
2	(1) 高知県高知市高須3-13-25 (55.90) (2) 高知県高知市高須3-13-35 (55.90)	北緯33度31分30秒東経133度30分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯33分56秒東経133度33分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯33分53秒東経133度33分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯33分53秒東経133度33分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯33度33分11秒東経133度34分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域

3 人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 広島県広島市中区上八丁堀6-30 (84.90) (2) 広島県広島市中区基町9-42 (79.00)	北緯34度23分57秒東経132度27分47秒の地点と北緯34度23分56秒東経132度27分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域 北緯34度23分57秒東経132度27分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ150メートル以内の区域